

土産用箱詰菓子における食品品質表示について

(社)札幌消費者協会 組織課

今年 8 月、北海道を代表するお菓子メーカーの賞味期限の改ざんが発覚しました。賞味期限の設定基準があいまいであったことが社会問題になりました。箱詰め菓子の個包装に期限表示があれば、不正が防げたのではないかとの指摘があります。そこで、札幌市内で販売されているお土産用箱詰め菓子の買い取り調査および菓子メーカーに対して、食品の品質表示についてアンケート調査を行い、消費者と事業者の信頼をつなぐ表示のあり方について考えました。

買い取り調査について

調査概要

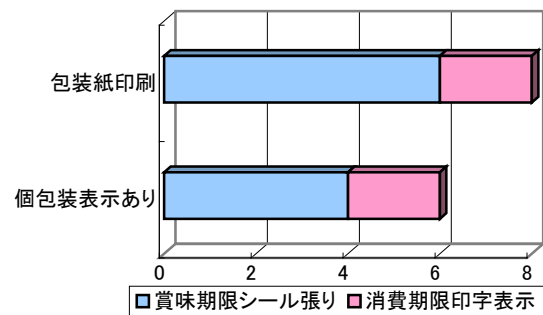
- ・ 調査期間 平成 19 年 8 月 23 日(木)
- ・ 札幌市内お土産店で販売されている箱詰めお菓子 13 点および贈答された品 1 点 計 14 点

調査結果

調査した全商品に包装紙印刷表示があった。さらに個包装に義務表示をしていたのは 6 点で、包装紙のみ印刷表示 8 点のうち賞味期限をシール張りしている商品が 6 点あった。

個包装に表示されている内容が包装紙に表示されている内容と異なる商品が 1 点あり、農林水産消費技術センターに情報提供を行った。また、加工食品の義務表示である内容量の記載がない商品が 1 点あった。

包装紙のみ印刷	8
内賞味期限シール張り	6
直接印字	2
個包装表示 あり	6
内賞味期限シール張り	4
直接印字	2



アンケート調査について

調査概要

- ・ 調査期間 平成 19 年 9 月 20 日～30 日
- ・ 調査対象及び方法

札幌市内で販売されているお土産用箱詰め菓子の製造事業者 44 社に対し電話でアンケート調査を依頼、趣旨説明対し了解を得た 33 社

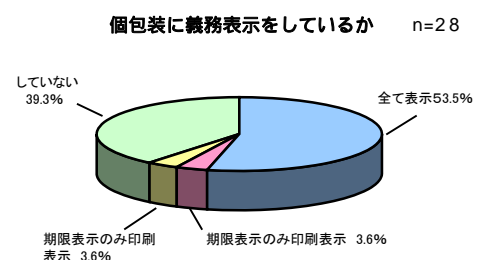
- ・ 回収率 85% 33 社中 28 社から回答を得た。

調査結果

1. お土産用箱詰め菓子における品質に関する義務表示について

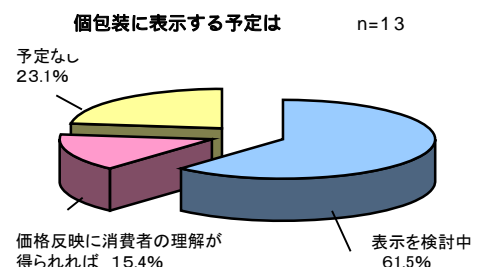
- ・ 55% (15 社) が個包装に義務表示

ア	義務表示を全てしている	15	53.5%
イ	期限表示のみ印刷表示	1	3.6%
ウ	期限表示のみシール表示	1	3.6%
エ	していない	11	39.3%



- ・ 個包装をしていない 13 事業者の 62% (8 社) が今後、個包装に義務表示を検討中

ア	表示することを検討している	8	61.5%
イ	商品価格に反映することに理解が得られるのであれば	2	15.4%
ウ	予定はない	3	23.1%



買取調査では個包装に表示をしている事業者は半数以下の 6 社であったが、アンケート調査では過半数の 15 社が既に個包装に義務表示を行っており、今後、個包装表示を検討している事業者は 8 社で事業者の多くが個包装表示の必要性を認めていると思われる。

・消費者の信頼を得るために必要と思う表示は

「お客様相談窓口」が必要との回答が7社、次に「主原料の原産地表示」6社、「製造年月日」5社、「カロリー表示」4社と続いた。

お客様相談室	主原料の原産地表示	製造年月日	カロリー表示	その他
7社	6社	5社	4社	10社

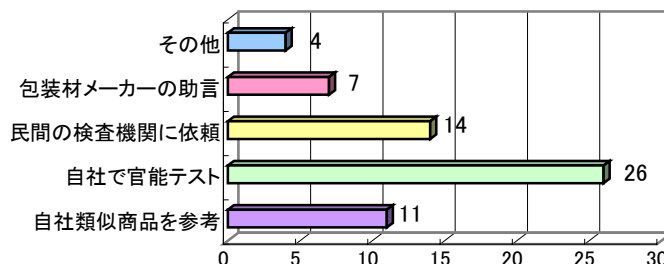
・賞味期限の設定は93%（26社）が自社で官能テストを実施

「民間の検査機関に依頼している事業者14社」、「包装材料メーカーの助言を得ている」は7社うち1社は包装材料メーカーの助言のみで設定。その他として「自社で微生物検査をしている」「自社で理化学検査をしている」が3社あった。

ガイドラインでは科学的・合理的根拠など客観的な指標に基づいて賞味期限を設定するように定められているが、事業者で行われている官能テストがより客観的であるために、業界としてのマニュアルの整備を望まれる。

賞味期限の設定について

複数回答あり n=66

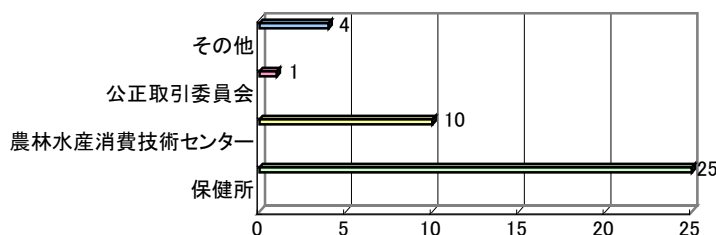


2. 食品品質の表示をする上での問い合わせ先は90%（25社）が保健所

「農林水産消費技術センターに問い合わせている」は10社で10事業者とも保健所にも問い合わせていた。「公正取引委員会」が1社、その他として、10月に三重県で起きた消費期限の改ざん事件では、食品衛生法とJAS法では問い合わせ窓口が異なることが問題を大きくしたことが、記憶に新しい。消費者としても、食品の安心・安全にかかわる法律がわかりやすいものであることが望まれる。

食品品質の表示についての問い合わせ先について

複数回答あり n=40

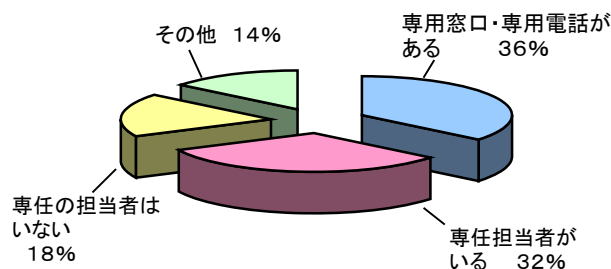


3. 消費者対応の専用窓口・専用電話を設けている事業者は36%（10社）専任担当者がいる事業者は32%（9社）

ほか、「専任の担当者がいないが全員で対応している」、「個人営業なので店主が対応している」、「フリーダイヤルを設けている」が各1社あった。

消費者対応窓口について

n=28



4. 日頃の消費者対応の中で気になることや消費者に理解を求めたいことについて

「表示にある商品の保存方法を守っていただきたい。」「要冷蔵なのに常温保存されることが多い。」「消費者が賞味期限を最終使用日付と混同していると思われる。」など、消費者に対して品質に関する義務表示について理解を求める声があった。一方、「菓子メーカーと一口に言っても取扱商品や種類は大きくわかれる。それらを細かい規格で規制するには非常に無理がある。シンプルな表示でお客様の理解しやすい表示であってほしい。」と表示制度に対して疑問の声が聞かれた。

まとめ

アンケート調査では個包装に義務表示している事業者が全体の54%、現在検討中の事業者を含めると全体の80%を占めていることから、今後、個包装表示がふえると思われます。期限設定については、93%の事業者が自社官能テストを実施していました。また、68%の事業者が専用窓口・電話、専任担当者を置き、消費者対応していました。消費者として、食品品質表示の正しい理解を深め、消費者と事業者の信頼をつなぐ表示のあり方を考えていく必要があるのではないのでしょうか。